

大和高田市地域クラブ活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大和高田市立中学校（以下「学校」という。）における部活動を地域クラブに地域展開するに当たって、学校の部活動がもつ教育的意義の継承及び発展に寄与するものとして大和高田市教育委員会が認定した認定地域クラブに対し、予算の範囲内において大和高田市地域クラブ活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、大和高田市地域クラブの認定等に関する取扱要綱（令和8年教育委員会告示第6号）において使用する用語の例による。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる認定地域クラブ（以下「補助対象団体」という。）に支給する補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、50万円を限度として別表に掲げる補助対象経費ごとに、当該補助対象経費の区分に応じて定める補助限度額を超えない範囲でこれを支給する。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象団体が地域クラブ活動の実施により得た会費、参加費その他の諸収入の額と同項の規定により算定される額の合計額が、地域クラブの運営に要する経費の額（補助対象経費及び補助対象経費以外の経費の合計額をいう。）を超える場合における補助金の額は、同項の規定により算定される額から当該超える部分の金額を減じて得た額を補助金の額とする。

3 1の補助対象団体に交付する補助金の交付回数は、1会計年度につき1回に限るものとする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする認定地域クラブ「以下「申請者」という。」は、補助金の交付について申請する旨の書面に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 大和高田市地域クラブの認定等に関する取扱要綱第4条第2項の規定により認定の決定がなされたことが分かる書類。ただし、認定を受けた事項を変更し、又は認

定の更新を受けた申請者にあつては、当該認定の変更又は更新がなされたことが分かる書類。

(2) 見積書の写しその他の支出金額の根拠となる資料

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定した上で、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による補助金の交付決定を受けたものは、補助金の交付を受けた日の属する年度から起算して3年以上継続して地域クラブ活動を提供しなければならない。

(その他の手続等)

第6条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付、補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還の手続については、大和高田市補助金交付規則（平成12年規則第51号）の定めるところによる。

(実績報告)

第7条 前条の規定により行う補助対象経費の支出に係る実績報告は、補助金の交付について申請した年度の1月末日までにこれを行わなければならない。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助限度額	備考
交通費	30,000円	試合、大会等への参加に係る指導人材の交通費（公共交通機関を利用する移動に要する費用であつて、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出したものをいう。）
需用費（食糧費を除く。）	150,000円	1万円未満で使用期間が概ね1年未満の消耗品費及び認定地域クラブで使用する備品の修繕料
使用料及び手数料	50,000円	会場使用料、物品等レンタル料、振込手数料、各競技協会又は連盟への登録料その他の認定地域クラブを運営するに当たり必要な使用料及び手数料
指導者資格取得料	30,000円	資格の取得に係る受講料及び資格登録に要した費用の額。ただし、旅費、宿泊費及び資格更新料は対象外とする。

保険料	30,000円	スポーツ保険加入料等認定地域クラブを運営するにあたり必要な費用
備品購入費	250,000円	1万円以上かつ1年以上使用できるもので、活動で使用する物品の購入に要する経費
印刷製本費	20,000円	認定地域クラブの周知、会員募集、地域クラブ活動等の促進を図るために必要な広報物の印刷及び製本に要する経費